

日時 令和5年6月26日（月）13時00分～

会場 特許庁庁舎9階 庁議室（オンライン会議併用）

産業構造審議会知的財産分科会

第6回財政点検小委員会

議事録

特 許 庁

目 次

1. 開会	1
2. 特許特別会計の財政運営状況等（前半）	3
3. 自由討議（前半）	12
4. 特許特別会計の財政運営状況等（後半）	24
5. 自由討議（後半）	28
6. 閉会	32

1. 開 会

○吉澤総務課長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから、産業構造審議会知的財産分科会第6回財政点検小委員会を開会いたします。

特許庁総務課の吉澤でございます。本日は、御多忙の中、御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

本日の議事進行につきましては、小林委員長にお願いしたいと思います。

それでは、小林委員長、どうぞよろしくお願いたします。

○小林委員長 ありがとうございます。

本日は、特許特別会計の財政運営状況等について、事務局からの報告を踏まえ、議論したいと思います。

それでは、議題に移る前に、事務局から、委員の出欠状況及び定足数等について、御説明をお願いいたします。

○吉澤総務課長 まず初めに、今回より御就任いただいた委員がおられます。この方を御紹介させていただきます。

EY新日本有限責任監査法人・秋山修一郎委員です。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○秋山委員 秋山です。よろしくお願いいたします。

○吉澤総務課長 本日は、議決権を有する7名の委員全員に御出席いただいておりますので、産業構造審議会令第9条に基づきまして、小委員会は成立となります。

次に、配付資料の確認をさせていただきます。

座席表、議事次第、タブレットの使い方は、お手元に紙で配付させていただきました。委員名簿、資料については、お手元のタブレットを御覧ください。もしお困り等ございましたら、お手を挙げていただくなど、示していただければと思います。

議事の公開につきまして、前回同様、本小委員会では、一般傍聴及びプレスへのリアルタイムでの公開は行っておりませんが、会議後に議事録を特許庁のホームページにおいて公開いたします。今回もまた、委員の皆様の後日、内容を御確認いただきたいと存じます。よろしくお願い申し上げます。

また、本日ですが、日本商工会議所の加藤正敏産業政策第一部長、日本弁理士会の黒川恵副会長、日本知的財産協会の戸田裕二参与、日本経済団体連合会知的財産委員会の萩原

恒昭企画部会長代行にオブザーバーとして御参加いただいております。

日本商工会議所の加藤部長、日本弁理士会の黒川副会長におかれましては、今回より初めてオブザーバーとして御参加いただいております。加藤部長、黒川副会長、どうぞよろしく申し上げます。

○小林委員長 ありがとうございます。

それでは、議事に先立ちまして、濱野特許庁長官から、一言御挨拶をお願いいたします。

○濱野長官 特許庁長官の濱野でございます。

小林委員長をはじめ、委員、オブザーバーの皆様には、本日、大変御多忙の折、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。厚く御礼を申し上げます。

財政点検小委員会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

恐縮でございますが、着席で失礼いたします。

本小委員会におきましては、特許特別会計の厳しい財政状況の健全化を目的としまして、2021年5月から計5回、足下の財政状況の点検や将来の見通し、料金制度の見直し等について御議論を賜りました。

特に、昨年秋の小委員会におきましては、長期の財政シミュレーションを、最新の状況を踏まえて見直し、将来必要な経費の確保に向けて、状況が好転しつつあることを御確認いただきますとともに、引き続き、油断なき財政運営への取組の御指導を賜りました。特許庁といたしましても、歳出削減の取組などを継続し、万全を期する所存でございます。

本日の小委員会におきましては、財政に関する直近の状況を御報告させていただきます。具体的には、令和4年度決算見込み、令和5年度予算について御報告し、足下の出願動向についても御説明をさせていただきます。

特に、出願動向は、我が国の産業競争力強化の観点はもとより、特許庁の財政運営上極めて重要でございます。後ほど事務局より御説明させていただきますが、直近では、特に商標出願やPCT出願が前年度比で約1割減少してございまして、これを踏まえた今後の見通しや財政への影響について、忌憚のない御意見を賜ればと考えてございます。

また、先般の国会におきまして、特許法等の改正案が成立いたしました。これまでの小委員会でも御議論を賜りましたが、審査請求料の減免制度に一部、件数制限を導入することとなりました。今後、件数制限の対象者や上限件数などについて、政省令で定めることとしてございまして、本日、その案をお示し申し上げますので、御審議を賜りたいと考えてございます。

本日は、限られた時間でございますが、委員、オブザーバーの皆様におかれましては、忌憚のない御意見、御議論を頂戴できれば幸いです。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○小林委員長 ありがとうございます。

2. 特許特別会計の財政運営状況等（前半）

○小林委員長 それでは、議事に入ります。

事務局からの説明をお願いいたします。

○吉澤総務課長 それでは、お手元の、資料を御覧ください。

この資料は大部にわたりますので、まず、1枚おめくりいただきまして、右下のスライド2、目次を御覧ください。

まず、私が項目の1から4まで御説明をし、そこで一旦、御意見を頂戴した後、5、6の項目について、別途、御説明、議論の時間を取るという形で進めさせていただきたいと思います。

それでは、さらに1枚おめくりいただきまして、4ページでございます。

今回の第6回委員会で取り扱う内容ですが、令和4年度の決算見込み（歳出・歳入・剰余金）、令和5年度の予算について御報告いたします。

また、今ほど長官からもございましたが、足下の出願実績等を踏まえた財政状況及び令和6年度概算要求等の今後の見通しについても御議論いただきます。

さらに、令和5年法改正を踏まえた中小減免制度の見直しの詳細についても御議論ということでございます。

続きまして、さらに1枚めくっていただきまして、右下のスライド6ページを御覧ください。令和4年度決算の見通し及び剰余金でございます。

令和4年度の歳入決算見込額は約1,449億円、歳出決算見込額は約1,426億円というのが現時点での見込みでございます。

この資料の一番下の段のところに目を移していただきまして、剰余金につきましては、令和4年度予算段階では646億円と見通していたものが、結果的に748億円という決算見込みになっております。その一段上の令和3年度の決算と比較いたしますと、725億円からですので、23億円程度の剰余金増という形を見込んでおります。

この理由でございますが、上の青い箱のところに戻っていただきまして、2つ目の黒ボチですが、システム開発費等の約41億円を翌年度に繰り越したことと関係経費の入札効果等により歳出が抑えられたことにより、剰余金が想定よりも増加したということになってございます。

続きまして、スライド7ページを御覧いただければと思います。

こちらの資料は、第4回の委員会資料をそのまま持ってきておりますが、令和3年度末、つまり令和4年の4月から料金の値上げをいたしました。その直前の2021年度2、3月において、駆け込み納付が行われたことを示している図でございます。

2020年度比で約150億円上回る収入がございまして、料金値上げ直前の駆け込みでの納付が行われたと考えておるところでございます。

続きまして、8ページに移っていただきたいと思っております。

この駆け込みによる納付により、どのような影響があったのかということ、8ページで、反動減の発現状況ということで記載しております。

特許料の納付金額のところでございますが、その実績から、改定後料金下で、令和4年度に120億円程度の反動減の発現が行われたと見込んでおります。これは、新しい料金に引き直したとき、最大180億円、反動減が発生し得ると見ていたうちの7割程度が令和4年度において発現したと見ているところでございます。

この足下の実績から、令和4年4月の料金値上げによる駆け込み増に伴う反動減の影響は比較的小さくなってきたと見られますが、引き続き、今後、計算上、最大60億円の反動減が生じ得ることに備え、令和5年度以降の動向を注視してまいりたいと考えているところでございます。

続きまして、9ページに進んでいただきたいと思っております。

こちらは、今申し上げた令和4年4月の特許料等の料金改定によって、ユーザーの皆様の出願動向等にどのような影響があるのか、ないのかといったところにつきまして、企業の皆様の声を伺いまして、その分析を行ったものでございます。

影響がないとした企業の意見も多いのですが、円安も相まって、出願に影響を与える可能性があるといった形で、影響を受けるという意見も一部見られておりますことから、引き続き、ユーザーの声を丁寧に伺いたいと思っております。

下の表の左側の欄は、影響がないという部分でございますが、例えば特許料のところにつきまして、上から4段目あたりで、研究開発活動の成果に応じて必要な出願を行うとい

った声も頂いております。

一方で、右側の半分のところ、影響ありという部分でございますが、特許料のところの3つ目のポチのところ、よりシビアに費用対効果を検討する必要があるといった御意見があるとともに、商標登録料のところでもあります。円安による海外に係る費用の増大で、出願する商標を厳選せざるを得ないと。あるいは、PCT出願、右下のところでは、円安のタイミングも重なり、現地代理人費用にも影響が出ていると。出願国数を絞る方向にシフトしているといった御意見も頂いているところでございます。

続きまして、10ページに移っていただければと思います。

これは、2002年度からの特許特別会計の歳出歳入、剰余金の推移でございます。

赤い折れ線グラフが剰余金を示しております。これまでも御覧いただいておりますが、近年減少が続いてきたところ、2020年度、685億円というところをボトムに、この2年、若干増加の傾向に転じたということでございます。

続きまして、12ページのところまで進んでいただければと思っております。

特許等も含めた各種の出願動向につきまして、御説明を申し上げたいと思っております。

まず、12ページが特許出願の動向であります。

2022年度は前年度比で微減、マイナス0.2%でありまして、これは過去数年の傾向と大きな差がないと考えております。

続きまして、13ページでございます。

こちらは特許の審査請求件数動向であります。

2022年度は前年度比で微減、マイナス1.1%でありまして、こちらも過去数年の傾向と大きな差はないと認識しております。

続きまして、14ページでございます。

こちらは意匠の国内への出願件数動向で、国際意匠登録出願は除くということでございますが、2022年度は前年度比でマイナス4.0%の減少ということでございます。こちらは、過去数年、微減ということで来たものに比べまして、減少幅がやや拡大したということでございます。

この理由でございますが、2つ目の黒ポチでございます。コロナ禍で開発が活発化していた衛生用品分野や家具分野等の出願が落ち着いたためであるという見方をしております。また、企業の海外進出に伴いまして、出願先が国内から海外へシフトしていること、それから、海外から日本へ出願が国際意匠登録出願にシフトしている傾向があるということ

で、国内への出願が少し減っているということで、今後は、国内出願は微減で推移すると考えられるとしております。

続きまして、次のページに移っていただきまして、15ページでございます。

商標出願でございます。こちら国内への商標出願で、国際商標登録出願は除くというものでございます。

2022年度は前年度比でマイナス9.3%という減少となりまして、過去数年、増加傾向で来たこととは異なる結果となりました。

この点につきまして、①、②、③と要因の分析を書かせていただいております。

①でございます。こちらは、先ほど意匠でも申し上げたことと類似でございますが、コロナ禍で一時的に増えていた薬剤等の区分の出願が減少しているといった点に加えまして、②、③は若干構造的な意味でございますが、②足下のエネルギー価格・原材料費の高騰等の影響を受けまして、中小企業の出願が減少していること、③主要国、特に中国から日本への直接の出願が減少していることが影響していると思われまます。

続きまして、16ページでございます。

今後の商標出願動向の見通しにつきまして御説明いたします。

下の欄に表を掲げておりますが、出願増加につながる要素と出願減少につながる要素がそれぞれあり得ると考えておりまして、これらを総合的に勘案いたしますと、現時点におきましては、足下の商標出願件数の減少は短期的なものと考えており、中・長期的には、引き続き高い水準、少なくとも2022年度と同程度（横ばい）で推移していくと考えられるところでございます。

左側の出願増加につながる要素として4点ほど挙げさせていただいておりますが、まず①は、中・長期的にも、ブランド保護の重要性が引き続き高まっていくという考え方を持っております。

さらに、その関連でもございますが、商標の分野で新たなビジネス・サービスが誕生していくと。こちらは、足下の仮想空間関係の出願が拡大していているということ、また、スタートアップの増加に伴って、権利取得のニーズも増加していると見ております。

③は、企業の皆様の声を集めておりますが、2022年度の商標出願件数が前年度比で減少している企業の皆様にヒアリングを実施したところ、半数以上の企業から、今後、出願件数は増加する見込みであるという御回答を頂いております。

④は主要国の見解であります。私どものカウンターパートの米国・欧州に聞きますと、

やはり2022年度は減少しているわけですが、これは、コロナ禍の一時的なビジネスモデルの拡大により増加した商標出願が平時の水準に戻りつつあるというものであり、今後、出願が増加すると見ているということでございます。

右側でございますが、こちらは、今後、様々な要因により左右されることがあるので、注視が必要と書かせていただいております。

まず、1つ目がコロナ禍の影響ということで、一時的な増加が落ち着いたと見ているわけですが、コロナ禍も社会経済情勢に大きく影響しておりますので、今後、社会情勢に注視が必要だと考えております。

2点目ではありますが、中小企業の皆様の経営環境ということで、こちらは、物価高騰等、引き続き影響がございます。そのほかにも、中小企業の皆様に様々な影響がありますので、依然として厳しい状況を注視していく必要があるということでございます。

③は、先ほど中国という話がありましたが、それ以外の国も含めた主要国の日本国内への出願件数の動向については、各国の社会経済情勢等にも影響されますので、こちらについても引き続き注視が必要だと考えております。

次の17ページは、今ほど申し上げた企業の声を列举して書かせていただいているものがございますので、後ほど、お時間があれば御覧いただければと思います。

続きまして、18ページに進ませていただきます。PCTの出願件数でございます。

こちらは、2022年度は前年度比でマイナス12.4%の減少ということでございます。この点につきましては、令和4年4月にPCTの出願費用を大きく値上げしたこともございまして、料金改定の影響による一時的な出願減と考えております。

具体的には、2つ目のポチですが、値上げをした時期をまたぐ暦年2022年1-12月期でならしてみますと、前年同期比でほぼ横ばいということでございます。2-3月期に実績が大きく増加し、その後の4-10月で実績が減少していることをならすと、マイナス0.7%という形になっております。

続きまして、19ページを御覧いただければと思います。今後のPCT出願の動向でございます。

こちら2022年10月から2023年3月ぐらいの企業の皆様の声を拾わせていただいております。

料金改定や為替の影響により、今後も出願を減らす見込みであるとした企業はわずかでございまして、一方、今後、PCTも含めたグローバル出願を増加させる見込みという企

業も一定数ございます。したがって、前年度比での出願減は一時的なものであり、今後は回復に向けて一定の増加が見込めると考えられますが、この点も、それこそ国際的な経済情勢もございますので、引き続き注視が必要かと思っております。

下に企業の皆様の声を書いておりますが、影響がないというところでは、先ほども少し触れましたが、重要な技術内容については、対象製品の展開を考えて、外国出願を進めるといった御意見がございます。

一方で、①-2と書かせていただきました影響ありの部分ですが、先ほどありました、円安のタイミングも重なって、現地代理人費用にも影響が出ているということで、出願国数を絞る方向にシフトということでございます。

②の増加予定の御意見としては、今後、新規事業が立ち上がり、グローバルに市場規模が拡大すれば、それに応じてPCTの出願件数も増加すると思われるといった御意見も頂いております。

続きまして、20ページでございます。

ここまで説明してまいりましたが、特許・意匠・商標・PCT等それぞれにつきまして歳入の部門別収支を書いております。

色分け等は右下に書いておりますが、特許と商標、青とピンクで約90%を占めるという歳入構造になっております。

続きまして、次のテーマでございます予実管理（財政シミュレーション・ダッシュボード）のところに進ませていただきます。

22ページを御覧ください。これは第3回の資料をそのまま出してきておりますが、これまでの議論のまとめでございます。

特許特別会計剰余金は、まず、リスクバッファとして最低400億円を手持ちで保有すると。その上で、投資資金として、2030年代半ばまでに約1,400億円必要であるということとをこれまで御確認していただいているところでございます。

そして、昨年5月の委員会でも、出願件数が高い場合、中位の場合、低位の場合、そして物価上昇率が成長実現ケース、現状並みという合計6種類のシナリオでシミュレーションを行い、御検討いただいていたということでございます。

この委員会でのこれまでの御結論といたしましては、低位のシナリオでも年間150億円程度の増収なのでございますが、これで400億円程度の剰余金が当面確保できるようにした上で、必要な投資資金が確保できるかどうか推移を見るのが妥当ということとをこれま

で頂いております。

次の23ページからは、昨年の第5回のこの委員会でのシミュレーションの資料を再度掲載させていただいているものでございますので、割愛いたしますが、24ページから御覧いただきますと、24ページから、低位、中位、高位とそれぞれシナリオを書いております。

ケースA、成長実現ケースの場合、右上の赤い数字でございますが、2036年度に1,579億円という数字がありますが、それ以降、順次、収支が改善するような形になっておりまして、24ページ、ケースB、1,993億円、次のページから2,027、2,440、2,369、2,785ということで、それぞれ6通りのシミュレーションを、2036年度における剰余金ということで示させていただいているということでございます。

続きまして、27ページにお進みいただければと思います。ここから先は今回の新しい資料の部分になります。

まず、27ページでございますが、こちらは、財政管理ダッシュボードと言っておりますが、特許の件数につきまして、足下の動向と今後のシナリオとの整合性、乖離を示しております。

このグラフの見方でございますが、いずれも2022年度までは実績値でございます。その後、こちらの特許で右側の黄色い線になっている部分はシナリオということで、こちらは昨年の第5回の委員会のシミュレーションのときに採用した数値になっております。したがって、2022年度のところで折れ線が乖離している場合は、昨年度の11月の第5回の委員会のシナリオのときの予想と現実の2022年度の数字が乖離したことを示しているものでございます。

特許のほうで見させていただきますと、左上の青い出願件数のところ、そして下の審査請求件数のところについては、先ほども御説明したとおり、ほぼ見通しどおり来ているということでございます。

一方で、右上の緑色の登録件数、特許が登録された件数については、昨年のシミュレーション段階の見通しよりも上回って、実際の特許の査定、登録が行われたと見ております。

続きまして、次の28ページを御覧いただければと思います。こちらは商標の件数の推移でございます。

こちらは2本折れ線グラフを描いております。上側が出願件数、下側が登録件数でございます。

今ほど御説明いたしましたとおり、商標の出願件数は減少しておりますが、上のところ

で見ますと、昨年の見通し段階同様、このグラフとしては接続しているということがございます。今後の動向を注視する必要があると見ております。

一方で、緑色の折れ線でございますが、商標登録件数については、2022年度の実績が昨年のシミュレーション段階の予想よりも下回っているということになっております。

こちらの減少の理由については、上の箱の2つ目のポチのところに書いておりますが、これは、特に、昨年の委員会後の2022年度下半期の登録件数が予想よりも減少したということを示しております。

その理由といたしましては、ここに2点ほど書かせていただいておりますが、2022年度において商標出願の件数が減少したことに連動して、処理件数も減少したということと、②は、2021年度との関係でございますが、2021年度に審査処理を大幅に迅速化させていたところ、2022年度から審査処理スピードが若干落ち着いたということ等が影響していると思われまます。

いずれにいたしましても、この登録件数が前回シミュレーションのときよりも落ち込んでいるということを踏まえまして、まず、2023年度上半期の状況を再度注視の上、今後、必要に応じて財政シミュレーションの更新を検討していく必要があると考えているところでございます。

続きまして、29ページを開けていただきまして、こちらは国際特許出願、PCTの部分でございます。

折れ線のところを見ていただきますと、先ほど御説明したとおり、2022年度、PCT出願件数は予想よりも減少していたということでございますが、先ほど御説明したとおり、PCTについては、今後、増加傾向に戻っていくことを見込んでおりまして、2023年度にどのような水準まで戻ってこられるかということを注視してまいりたいと考えております。

続きまして、30ページでございます。剰余金でございます。

こちらは、先ほど令和4年度の決算のところでも少し御説明をしたとおりでございます。

過去の剰余金の推移を青い棒グラフで描かせていただいております。これに対し、2036年度に確保すべき剰余金は、途中で申しましたとおり、庁舎改修やシステム投資に将来的に必要な1,400億円、そしてリスクバッファの400億円の合計1,800億円ということを示しております。

続きまして、次の31ページでございます。

こちらの剰余金につきまして、2022年度は決算見込みの数字を入れておりますが、2026

年度までの剰余金につきましては、これまで説明してまいりました出願動向の見通しに基づき、この場合には中位のシナリオ、すなわち、商標については増加が頭打ちとなり、横ばいになると。一方で、PCTについては、増加傾向が維持されるというシナリオを採用した結果として、剰余金がどのように推移するのかということを推計したものでございます。

この棒グラフの具体的な見方でございますが、色分けの棒グラフになっておりますが、2023年度から2026年度までにかけて、毎年、剰余金が積み上がっていくという構造を表しております。

この上に、2036年度までに1,800億円の剰余金となる場合に必要となる毎年度の平均収支差、毎年度どれぐらい剰余金が積み上がっていけばいいのかという数値が75億円であることを示しております、順調に剰余金が積み上がっていく見通しを当面立てているということでございます。

続きまして、33ページを御覧いただければと思います。ここからは予算の部分に移らせていただきます。

私どもは毎年8月末に次年度の概算要求を行うわけでございます。次年度、令和6年度につきましても、これまで委員会で御議論いただいております方針に沿って概算要求を行ってまいります。

システム刷新や大規模庁舎改修などに係る、いわゆる投資資金を除いた定常経費については、旧料金体系下での歳入を下回るようにという形の規律の中で、要求額を設定することを踏襲させていただきたいと思っております。

具体的には、令和6年度において、旧料金体系下、値上げ前の料金で得られる歳入の見込額は、今後精査が必要でございますが、1,350億円程度。これは、右下の昨年の財政シミュレーションにおきます歳入見込額から取っておりますが、大体この程度と見込んでおりまして、今後精査いたしますが、この程度の定常経費というところでの概算要求をこれから行ってまいりたいと考えております。

続きまして、34ページから35ページの部分でございますが、こちらについては、令和5年度、既に成立いたしました、今、執行している予算のポイントを掲げさせていただいております。こちらは、昨年の11月の委員会で既に御説明を差し上げております。内容的にはほぼ変わっておりませんが、1億円弱、数千万円程度の減額査定という形になっておりますが、内容・項目ともほぼ変わっておりませんので、こちらについては、説明は割愛させ

ていただきたいと思います。

まず、ここまでの私の説明は以上とさせていただきます。

○小林委員長 ありがとうございます。

3. 自由討議（前半）

○小林委員長 それでは、ここまでの内容について、自由討議に移りたいと思います。

会場にいらっしゃいます委員は、御発言の際は、挙手いただくようお願いいたします。

また、オンラインにて御出席の委員につきましては、チャットに発言希望の旨を御記入ください。書き込みを見て御指名いたしますので、御発言いただく際には、マイクとカメラをオンにさせていただくようお願いいたします。

オブザーバーの皆様も、御発言の際は、同様にしていただけたらと思います。よろしくようお願いいたします。

それでは、御自由に御質問、御意見等頂きたいと思います。いかがでしょうか。

山内委員、どうぞ。

○山内委員 ありがとうございます。山内です。

限られた予算の中で、非常に効率的にお仕事をされているなと思いますし、今回の御提案いただいた資料について、異論は全くございません。

その上で、特にPCTなどの出願がすごく減っているのは、やはり為替の影響がすごく大きいのではないかなと思いますので、今後シミュレーションなどをされる際に、為替のほうも少し取り入れられるとよりいいのではないかなと感じました。

以上です。

○小林委員長 ありがとうございます。今、円安が非常に進んでおりまして、事務局も、円安の影響といたしますか、シミュレーションに組み込むという方向でよろしゅうございますか。

○吉澤総務課長 はい。ありがとうございます。今、山内委員から御指摘いただいた点についてはまさにそのとおりでございます。

まず、短期的なことで申し上げますと、翌年度の予算等につきましては、政府でのある種の公定レートのものを置くということでございますので、そこはそれで当然のことながらやってまいった上で、中・長期的な為替の動向について、何らかの前提を置くという

ことについては、いろいろな見方があるかと思っております、これについては、政府の経済財政諮問会議等でのいろいろな見方ももちろん参考になるのではないかと思いますので、そういったところも少し参考にさせていただきながら、このシミュレーションにどういった形で織り込んでいくのが適切かというところは研究してまいりたいと思います。

○小林委員長 ありがとうございます。もちろん、政府の金利とか、いろいろな政策的なこともあると思うのですが、いろいろ聞き取りもしていただいております。ですから、産業界でのスタートアップ等も含めて、円安の状況にそれぞれのビジネスがどのように対応するのかといった感触といいますか、もしあれば教えていただければと思います。産業界の動向等も視野に入れながらということが重要になってくるかと思っております。

○吉澤総務課長 かしこまりました。

各課の課長の皆さん、いかがでしょうか。何かお聞きになられていることとか、補足的にあればと思いますが、いかがでしょうか。

○諸岡調整課長 調整課長の諸岡でございます。

特許に関して申し上げますと、先ほど総務課長の吉澤からもありましたとおり、企業様に2つのパターンがありまして、為替にかかわらず、必要な出願は行うという意見がある一方で、円安の影響で、出願件数、これにはPCTも含まれますが、この件数にももちろん影響がございます。これはどちらのほうが良いとかではなくて、両方とも意見があるということで、今後とも注視していきたいと考えています。

以上です。

○小林委員長 ありがとうございます。

ほかに補足があれば、事務局、よろしく申し上げます。

○根岸商標課長 商標課長の根岸でございます。

商標に関しては、円安の影響について資料以上のものは把握していませんが、商標の出願は中小企業の割合が高いので、そういうところからも影響が生じてきているのではないかと考えてございます。

○久保田意匠課長 意匠課長の久保田です。

意匠におきましても、企業様等から明示的に為替の影響については聞いていないのですが、先ほど資料の中でも御案内がありましたとおり、国内企業が国内出願から海外出願へシフトしているという傾向がありますので、為替の影響がこの傾向を後押ししている可能性があるかもしれないという気はしております。

○小林委員長 ありがとうございます。いろいろ状況をお知らせいただきまして、大変参考になると思います。

土居委員、どうぞ。

○土居委員 今後の影響については、注視していただくということでもよろしいかと思いません。

今後の話は後で申し上げるとして、まず、令和4年度の決算については、見込みよりも剰余金が多くなっていたということは、出願件数の動向というところとは少し違う部分がありますが、特許特別会計にとってはよかったことだと思いますので、これは多としたいと思います。

その上で、今後ということであるのですが、今後については、件数が減少することと財政収支に与える影響は必ずしも完全にパラレルというわけでもない。もちろん、歳出削減の御努力などがあるからということではあると思いますが。出願が減れば、収入が減るといふ部分は、かなりはっきりした関連性があるわけですが、それが直ちに収支ないし剰余金の額に直結するわけではないというところについて、どのように今後のことを考えていくかというところは、いろいろ頭の体操といいますか、思考実験といいたいでしょうか、そういうことも必要かなと思います。

既にさせていただいている財政シミュレーションがどのように計算されていたかということとはつぶさに覚えていないので、もし間違っていれば、訂正していただくなり、コメントを頂ければと思うのですが、収入は件数と相当連動するわけですけれども、件数が増えると、逆に支出が増えるという部分があるのかどうかというところで、件数が減ると、その分、作業に係る支出が減るといふ部分は、特許特別会計の中でどれぐらい大きいものなのか、それとも、それはあまり大したことなくて、かなり固定費的な要素があるので、件数が多かろうが少なかろうが、一定の支出が必要になってくるということなのか、特に財政シミュレーションに関連づけながら、どうなっているかということをお教えいただければと思います。

○小林委員長 事務局、お願いいたします。

○吉澤総務課長 御質問ありがとうございます。このシミュレーションにおきます歳出の前提でございますが、この部分につきましては、実は両方ございまして、まず、固定的に考えた上で、先ほど物価が高いケースと低いケースがありましたけれども、経済財政諮問会議等の長期的な見通しの中で示しているインフレ率を掛けている部分と、一部の重要な

費用、特に、審査を行うに際しての外注などについては、まさに件数と連動してまいりますので、そういう件数につきましては、その件数の見通しを立てて、件数が減少するものと増加するものと両方あるのですが、その件数に連動する形で歳出費用を動かすという形のシミュレーションを組んでいるというのは事実でございます。そこの詳細の部分はどう見るのかというのはもちろんございますが、シミュレーションの構造上は、一応そういう内容を取っているということでございます。

○土居委員 分かりました。ありがとうございます。

そういたしますと、シミュレーションのいろいろな変数があるので、直ちにこうだということまで要因分解はできないということかもしれないと思いつつも、令和4年度の決算に関しては、いろいろ積み上げて出しておられるということからの推論で結構なのですが、今回、商標とかの件数が減っているということだとして、その分、歳出が増えなくて済んだという部分はそれなりに大きかったと見るのか、それともそんなに大きくなかったと見るのかというあたりはいかがでしょうか。

○吉澤総務課長 ありがとうございます。今おっしゃられましたとおり、商標につきましては、思ったよりも出願が増えなかったことに伴って、一部、当然のことながら、外注のための費用については抑制されたというところの関係性が、少なくとも令和4年度の決算でございます。何億円寄与したかというのは今、手元にはございませんが、その部分が令和4年度の歳出決算見込みの減少に一定程度寄与したということはもちろん考えられる部分でございます。その先は、まさに件数に連動していくということでございます。

私どもは、翌年度の基礎的な数字を毎年出しておりますので、そういう基礎的な数字の積み上げの中で、翌年度の予算がどれぐらいになるのかといったところは適正に設定して、適切な予算を設定できるように頑張っていきたいと思っております。

○土居委員 では、最後に、これは決算の話ということで、これから予算を要求されるということですが、別に保守的に見積もって予算要求をするべきだと言いたいわけではなくて、我が国では、イノベーションをもっと活発にやっつけようということをこれから企画していくわけなので、そういう意味では、件数の見通しも、悲観的に、保守的な感じであるということばかりではなくて、あまり楽観的にならないようにしながら、それなりの経済活動の活性化の効果もあるということを含みながら、予算要求をなさるとよろしいのではないかなと思いました。これは意見です。

○吉澤総務課長 ありがとうございます。

○小林委員長 ありがとうございます。歳出に影響を与えるようないろいろな変数とか、いろいろな経済環境要因とか、さまざまなものが存在していると思いますが、なかなか難しいですけれども、その因果関係といいますか、そういったことについて精査していくようなことは必要で、先ほど申し上げたような産業界の動向とか、いろいろな経済環境といったことも目配りしながら、特許特別会計として、財政点検小委として、いろいろな可能性といいますか、いろいろなことを視野に入れていくということは必要なのかなと思いました。

それでは、佐藤委員、どうぞ。

○佐藤委員 ありがとうございます。今の土居委員の質問と関係があるのですが、資料に関するお願いが1点、そして質問が1点あります。

まず、資料については、歳出の部門別内訳をもう少し開示いただけないかという点でありまして、スライドの20ページに部門別のR3年の内訳があるのですが、特許特別会計レポートでは、このベースでの歳入と歳出が両方開示されていて、非常に分かりやすいなど感じております。本日の資料ですと、全体の歳入・歳出の後に件数に行ってしまうと、金額ベースでの全体像を把握しにくいので、こういった内訳をもう少し出していただくと参考になります。それが1点目です。

もう一点は、令和3年度の部門別の歳入と歳出の差額、収支を見ますと、特許部門は、118億円の赤字から、令和3年には35億の黒字になっていく。この収支のベースでいった場合、令和4年の特許の部門、もう一つ大きいところで商標の部門がどのようになっているのか、少し御説明をお願いいたします。

以上です。

○小林委員長 事務局、お願いできますでしょうか。

○吉澤総務課長 今、佐藤委員から御質問を頂いた点なのですが、令和4年度の部門別につきましても、実は今、数値を精査させていただいているところでございます。したがって、次回委員会的时候には、特別会計レポートの案などもまたお示しさせていただきますので、あるいは資料で開示させていただこうと思っております、分かり次第、また委員の皆様が開示させていただければと思っております。

令和3年度の特許部門の黒字につきましても、特許部門は歳入が全体的に大きいという中で、特許料の値上げ、商標の登録料もそうですが、値上げがありましたので、その部門の駆け込みの納付増が少し効いているのかなとも思ったりしているところでございます。

○小林委員長 佐藤委員、よろしいですか。

○佐藤委員 ありがとうございます。

そういったしますと、令和2年から3年は、非常に大きな料率の駆け込みに関わる動きがあったのですが、令和4年は、収支ベースでは大体どのような感じなのでしょう。感触だけで結構です。

○小林委員長 いかがですか。まだデータが出ていないということですね。ですので、感触ベースといっても難しいのではないかと思います。

○佐藤委員 分かりました。では、結構です。ありがとうございました。

○吉澤総務課長 申し訳ございません。データが出次第、委員の皆様の開示、フィードバックさせていただければと思います。よろしくお願いします。

○佐藤委員 ありがとうございます。

○小林委員長 こうした情報はなるべく迅速にということですが、データが間に合っていないということでしたので、よろしくお願ひしたいと思います。

では、亀坂委員、どうぞ。

○亀坂委員 ありがとうございます。先ほど為替に関する御質問があったかと思いますが、過去にもこの小委員会で同様のことを発言させていただいたと思うのですが、私は財務省の為替の審議会の委員もさせていただいておまして、私も為替動向は気になってはいるのですが、為替市場は、御存じのとおり、来年もどうなるかよく分からない状況で、この小委員会で為替の影響を考慮して、見通しを立てたりして反映させるのは実質的には難しいのではないかと考えております。

過去にも、為替は国内企業の海外進出に影響するであろうということや、大学などでも、為替が円安に振れると、購読できるジャーナルの量が減ってしまうといったことがありましたが、ただ、特許庁さんは、為替が円安になったので、ジャーナルの購読量や、審査に必要な海外文献の歳出をカットするようなことはできないのしょうから、現時点でエィヤーと見通しを立てて、令和6年度の概算要求などをするしかないのかなと思っております。

私は経済・金融分野の実証分析を専門としているものですから、そういった経験からも、では、データ分析で将来を予測できないかと思われた方もいらっしゃるかもしれないので、あらかじめ申し上げておきますと、例えば、株式の分析で、日経平均や市場を代表するような指標と、ある企業の株価の連動性を β 値というもので表すのですが、その β 値の計算

でも5年以上の月次データを必要とします。これは季節変動があるとか、駆け込み需要があるといった状況で、需要分析や何かのデータ分析を行うとなると、5年どころではなく、もっと多くの年数のデータを必要とします。ですので、現時点でデータ分析をするのは事実上不可能ではないかと思えます。

特許庁の方々がヒアリング調査をされたということで、確かに、現時点でできる分析はヒアリング調査しかないのではないかと私も思います。ヒアリング調査をされて、これまでの現状分析をされているということで、分析面で、できる限りの最大限の努力をいただいていると私は捉えております。

為替変動は、政府と日銀とか、中心は財務省の国際局の方々となるのですが、そこに頑張ってもらわなくて、スライドの10枚目の剰余金の推移は、これまで何度も拝見させていただいておりますが、アップデートされた剰余金の推移を見ても、全体的に言えば、剰余金の減少をぎりぎり何とか食い止めているような状況ですので、これまでの料金改定が適切な形で、適切な見積り、あるいは予測の下で着実に実施されてきているので、今後も、これまでの方針を継続して、推移を見ていただくしかないのかなと思えます。ですので、令和6年度の概算要求の方向性や今後の方向性に関する御提案も妥当なものと思えます。

以上です。

○小林委員長 ありがとうございます。

それでは、経団連の萩原オブザーバーからお手が挙がっているそうですので、お願いいたします。

○萩原オブザーバー 萩原でございます。ありがとうございます。委員の先生方を差し置いて、オブザーバーの私が発言してしまってお大変申し訳なく思っております。

まず、こういう形で、財政点検小委員会で特許庁の特別会計状況を確認していただいて、委員の先生方からいろいろ指導していただくことが継続されていて、産業界として大変ありがたいなと思っていることを最初に申し上げたいと思えます。

今ちょうど議論になっております為替の問題、円安の問題は、確かに実際に企業にありまして、私どもの会社でもPCT出願が若干減ったのですね。その原因は、私の会社では、これまで外国に特許出願したものの、円安で、維持費用や審査請求料、年金などへもろに影響してきて、年間立てている予算を非常に逼迫させてしまって、そのしわ寄せが新しいPCT出願に若干来てしまったということでもあります。したがって、今年度以降は、その辺

の円安の状況、為替の状況もしっかり見ながら、予算を立てていこうということにしておりまして、PCT出願自体の数を減らそうといった方向には、グローバル化の世の中ですから、少なくともうちの会社では行かないし、多くの会社でも同じかなと思っているところでございます。

商標出願も、特許庁さんの調査と同じで、うちの会社も2022年度は若干減っているのですが、デジタルトランスフォーメーションやSDGs関係の新しいビジネスを今以上にやっけていかないといけないという方向性は変わらないと思いますので、今後、減少傾向には行かないと思っております。

したがって、23年度の前半期はどうなるのかなということは、それで大体の状況が分かるかなと思いますので、特許庁さんにはそこをしっかりと確認していただいて、次の財政点検小委員会で確認させていただければありがたいなと思っております。

以上であります。

○小林委員長 ありがとうございます。業界の動向等も情報提供いただきまして、ありがとうございます。

この財政点検小委としても、産業界の皆様方の特許出願、PCTも含めて、その出願のインセンティブは、いろいろな経済環境の要因によって影響を与えられるものの、その意欲は変わりなく継続しているような感触を受けました。ありがとうございました。

○萩原オブザーバー ありがとうございます。

○小林委員長 それでは、滝澤委員、どうぞ。

○滝澤委員 ありがとうございます。御説明と資料の御作成ありがとうございます。

私から短く1点だけなのですが、料金改定につきましては、主に件数でその影響を把握されておられますけれども、例えば出願者の構成に変化があったのか、なかったのか、あるいは料金改定の影響が大きかった産業と、そうでない産業があったのかどうかといった動向を把握しておくことは、今後の料金改定の際等において参考になるかなと思しました。

私からは以上です。

○小林委員長 ありがとうございました。先ほど事務局からも若干説明がありましたが、出願者の動向、産業の動向等で追加的にありましたらお願いいたします。

○吉澤総務課長 ありがとうございます。滝澤委員の御指摘は、重要な御指摘だと私は認識しております。

その上で、2022年度、特許についての出願件数の産業別の内訳を出そうとしているところだったのでございますが、今、きっちりとしたものが手元になくて、次回以降、御指摘を踏まえて分析して、どういう業種が減少しているのか、増加しているのかといったあたりもしっかりと分析させていただきたいと思います。

この点については、短期的な面もございませうが、長期的な面、例えばここ10年で見ましても、電気機器業界につきましては減少傾向、それ以外の一部の非製造業や情報通信業といったところは上向きの部分があると思うのです。構造的な要因と短期的な料金引上げ、為替といったところはどのような影響があるのか、2022年度の状況をしっかりと見た上で、また御報告をさせていただきたいと思います。

以上です。

○滝澤委員 ありがとうございます。

○小林委員長 ありがとうございます。そういった視点は非常に重要だと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

ほかにいかがでしょうか。

秋山委員、どうぞ。

○秋山委員 秋山でございます。御説明ありがとうございました。

初めて参加するもので、どのようなシミュレーションをされているかというのと大方針的なところ、2点お伺ひしたいのですが、まず、値決めをする際に、先ほど部門別という話が出ていましたけれども、この特別会計を一つの独法だとみなすと、企業でもいいのですが、特許や商標登録ごとに勘定を置いて、セグメントでもいいのですが、それらごとに変動費があつて、全体の固定費があつて、個別の固定費があつて、全体の固定費については、各勘定やセグメントに配賦した上で、限界損益を考慮して、値決めをしていくというのが通常の流れだと思うので、特許権や商標権など、こういったレベルで、セグメントごとにシミュレーションされているかというのをお聞きしたいというのが1点。

2点目は、特別会計の大原則として収支相償があると、以前頂いた資料で拝見したのですが、過去5回のこちらの委員会での議論の中で、400億とか1,400億を2030年代半ばまでに必要額として確保していくということで、低位シナリオの中でも、値上げにより年間150億円増収となるといった方針を示されています。これに対してどうこう言うつもりはないのですが、収支相償を単年度で見ると、数年度で見ると、そこら辺のポリシーをお決めになっているのであれば、教えていただきたいというのが2点目でございます。

以上です。

○吉澤総務課長 ありがとうございます。今、秋山委員から頂きました2点の御質問のうち、まず、2点目からお答えさせていただきます。

私どもの収支相償と言っている部分の考え方でございますが、これについては、単年度単位で、きっちりとした収支相償を図ることよりも、むしろ長い目で見て、この特別会計が必要な経費をしっかりと確保し、十分に回っていくことを確認するという考え方で、料金の値決めを行っていくということが、特許特別会計におきます収支相償の見方のタイムフレームでございます。必ずしも1年単位できっちり合うといった形での見方で見ているものではないということでございます。

続きまして、特許や商標、意匠などの部門別の値決め料金の策定ということでございますが、私どもの数字的なところで言えば、部門別の勘定みたいなもの、歳入は幾らなのかとか、歳出につきましても、部門別でどれぐらいなのかといったことを計算上算出しておりますし、そういったことはもちろんできるわけでございますが、勘定単位で閉じて、完全に収支相償させるといった考え方は必ずしも取っていないところでございます。特許特別会計の全体的な費用には、必ずしも部門に関わらない共通的な経費もあったり、政策的な経費、支援的な経費などもあったりするものですから、全体として、この特別会計が収支を安定的に均衡していけるという料金水準を定期的に検証させていただいて、必要に応じて、それを値上げする場合と値下げする場合と両方あるかと思うのですが、そういう形で設定していく。それを少し先の面まで御覧いただいて、適切な経路をたどっているのかといったところを御確認いただくというのが、まさにこの委員会の皆様をお願いしていることかなと思っております。その少し先のところまで含めて御覧いただくといったところであると御理解いただければと思います。

○小林委員長 ありがとうございます。

剰余金が大変なくなってきたということは、結局、出願の審査などの作業をやっていくときに必要な経費に対する投資の部分ができなくなってしまう。特許、PCT、意匠等の審査の業務は、日本の国力の中で、競争力を高めていく非常に重要な知財のもので、それを維持していくためには、十分な投資もして、効果的にその審査もしていかななくてはいけないというところで、どうしたらいいのかというところから、この小委員会は成り立っておりますので、先ほど課長から御説明いただいたとおりでございます。

○秋山委員 ありがとうございます。

○小林委員長 よろしいでしょうか。

では、山内委員、どうぞ。

○山内委員 度々すみません。先ほどの為替をシミュレーションに含めるべきという私の意見について、ちょっと補足をさせていただきたいのですが、為替の将来のことはよく分からないので、ある程度エイヤーで決めるのは仕方がない部分があると思うのですが、特許データは結構蓄積されていますので、何十年という特許データが取れます。その中で、為替の変動が出願の件数に一体どの程度影響を及ぼしたのかという統計分析は当然できますし、そういう弾力性を計算しておかないと、どのくらいエイヤーでやっていいのかというのも分からないと思うのですね。もし弾力性がものすごく高いのであれば、エイヤーでやったときの予測のずれの影響は非常に大きくなりますので、慎重な見込みをしなくてはいけないということになります。価格づけという話もありましたが、これまで価格を変更したときに、一体どういう変化があったのかという統計分析をすることが大事で、今、エビデンスベースの政策立案がすごく求められていますし、シミュレーションをやる上でも、そういうベースとなるような実証的な分析もやっておくのが非常に重要ではないかなと思っております。

○小林委員長 ありがとうございます。当然、いろいろな統計的な情報等、トレンドの情報等も重要でありますし、先ほど課長からも説明があったとおり、萩原様からもありましたとおり、業界の為替変動に対するビヘービアも視野に入れながら、多角的に分析していく必要があると思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

J I P Aの戸田オブザーバー、お願いいたします。

○戸田オブザーバー 日本知的財産協会の戸田です。

コロナ禍が始まった令和2年、令和3年頃、特許特別会計に関する基本問題小委員会という委員会が開催されて、その委員から継続して、この財政点検小委員会にも参加させてもらっている者からすると、今回10ページ目の、剰余金推移が底打ちの傾向を見せて、回復に向かっているというところは大変好ましい傾向だと思います。特許庁の方々の特許特別会計に対する積極的な取組に敬意を表したいと思います。

先ほど来、議論があります為替ですが、大きく円安に振れた2022年、大企業の多くは、年間の総予算で知財活動を行っていると思いますので、海外への費用増大のあおりを受け、海外の特許出願や維持費用が減ることはあっても、日本特許庁の料金の値上げの影響はそれほど大きくないのではないかなと思われます。

9 ページ目で料金値上げの影響ありと影響なしという形で、2つの側面からのヒアリングをベースに、丁寧にユーザーの声を聞いていただいておりますので、このような政策や方向性を検討する際には、ユーザーと対話することが非常に大事だと思っています。

2点ほどコメントを申し上げます。1点目は、27ページから29ページ目の財政管理ダッシュボードの件であります。特許、商標、PCTの件数の乖離といったところはそれぞれ要因が違うと思いますので、ギャップ分析などをされて、その知見を蓄積して、精度を高めていくことが必要ではないのかなと思っています。

2点目に関して、話は少し飛んでしまうかもしれませんが、今後の出願動向という点では、土居委員が座長を務めておられます我が国の民間企業によるイノベーション投資の促進に関する研究会における、イノベーションボックスやパテントボックスの議論や検討が参考にあるのではないかと思います。特に外国からの特許出願件数が増えていく傾向にあるのではないかと思いますので、このような出願の動向が特許特別会計に与える影響などについても、特許庁で検討を進めていただければいいのではないかなと思っています。

その研究会でも議論されていると思いますが、研究開発のアウトカムとしての無形資産は特許中心のものなのか、ソフトウェアなのか、技術ノウハウのようなものなのか、業種によってかなり異なると思います。どんな業種へのイノベーション投資が、特許出願や商標出願、いわゆる産業財産権の出願に結びつくのかというところも検討を開始されたらいかがでしょうか、と、思っているところであります。

以上です。

○小林委員長 ありがとうございます。大変参考になる御意見を頂いたと思います。ギャップ分析の点、外国からの出願の傾向、無形資産、業種によって異なる状況について、いろいろ観察を行っていくということだと思いますので、事務局、よろしくお願ひしたいと思います。

加藤オブザーバー、どうぞ。

○加藤オブザーバー 日本商工会議所の加藤です。

初めて参加していますが、この会議で財政シミュレーションなどをしっかり検討なされていることに敬意を表します。

2点申し上げます。

1点目は、33ページの令和6年度の概算要求に向けてです。

今、商工会議所は全国に515にあり、総会員数は125万です。政策提言とその政策の活用

支援、中小企業支援をしています。特に、3,400人の経営指導員が中小企業を伴走型で支援をしています。金融支援、販路拡大や新製品・新技術開発等の支援をしている中、コロナ禍からの再起に向け、知財を活用した付加価値向上やイノベーションを進めるのはとても重要になっています。その関係で、昨年2月に、日本商工会議所はI N P I TとMOUを締結し、また、今年3月には、特許庁、I N P I T、日本弁理士会と「知財経営支援ネットワーク」を構築して、これから全国挙げて伴走型で知財活用支援を行う予定です。

その観点で、34ページ、R5年度は、中小企業等の知財活動支援の促進ということで予算計上されていますが、ぜひR6年度におきましても、これから概算要求がありますが、さらに必要な予算措置をしていただけるとありがたいと思います。

私どもは、4月20日に「知的財産政策に関する意見」を策定し、濱野長官にも提出しましたが、どうぞよろしくお願ひします。

2点目は、34ページに記載されていますが、金融機関による知財を切り口とした中小企業支援の促進です。

ご存じのとおり、今、法務省、金融庁において、事業成長担保権の検討が進められていますが、ぜひ特許庁としても、関係省庁と連携の上、知財金融の推進に向けて、適切な制度設計の環境整備を検討されることを期待します。

以上です。

○小林委員長 ありがとうございます。いろいろ御指摘いただきまして、ありがとうございました。非常に重要なことだと思っております。

4. 特許特別会計の財政運営状況等（後半）

○小林委員長 それでは、この件につきましてはこのあたりにいたしまして、事務局から、残りの議題について、説明をお願いいたします。

○吉澤総務課長 それでは、説明を続けさせていただきます。

大きな2つ目の議題ですが、36ページ以降でございます。中小減免制度の見直しでございます。

37ページをお開きいただければと思います。

こちらは、今年の通常国会におきまして、経済産業省から提出いたしました法案でございます。不正競争防止法等の一部を改正する法律の内容を示したものでございます。不正

競争防止法以外に、商標法、意匠法、特許法、実用新案法、工業所有権特例法を一括して改正するものでございます。

こちらの法律につきましては、今国会で可決・成立いただいた上で、6月14日に公布いたしました。

こちらの様々ある項目の中の1つに、これまでも本委員会において御議論いただいております、中小企業に対する手数料の減免制度についての項目が含まれております。こちらが左下の点線赤枠で囲った部分でございます。

この詳細は、次のページを御覧いただければと思います。38ページでございます。

こちらは手数料減免制度の趣旨でございますが、資金等の制約で、十全な知財活動が実施できない方による発明を奨励するという目的でございます。中小企業等に対して審査請求料の減免制度を設けております。

審査請求料の減免対象者と軽減率につきましては、右下のグラフに書かせていただいているとおりでございます。

このような制度の下で、資力等の制約がある者の発明奨励という制度趣旨にそぐわないような形での制度利用が見られる実態を踏まえまして、一部に件数制限を設けまして、運用の適正化を行うという内容の改正になっているところでございます。

ここの3つ目の青ポチでございますが、上限件数・対象は、意欲ある中小企業・スタートアップ等によるイノベーション創出等を阻害しないように最大限配慮の上、政省令で定めるということにしておりまして、この政省令の中身で定める制度設計を本日、皆様に御議論いただいて、御承認を頂ければと思っております。

続きまして、39ページでございます。

こちらは今回改正いたしました特許法の条文でございまして、太字下線が今回改正して追加した部分になります。

この内容でございますが、審査請求料の減免制度を受けられる年間における上限を定めます方とその件数をそれぞれ政令で規定するものでございます。

続きまして、40ページになります。

こちらは、この委員会で従来もお示ししている資料でございますが、審査請求料の減免件数の度数分布、適用の実績でございます。

2021年度のところを御覧いただきますと、1－9件、年間の適用の部分は1万5,468者ということで大多数を占めている。

この減免を受けられる方々の平均の1年間の適用件数は3.1件になります。

一方で、減免の対象ではない大企業の皆様が平均的に年度で審査請求を行う件数は58件という形になってございます。

41ページでございます。こちらも従来からお示ししている資料でございます。

2021年度に審査請求の減免申請を行った者のトップ20ということでお示しをいたしております。この一部の方が非常に多くの御利用をされているという実態を示しているものでございます。

続きまして、42ページになります。

こちらでございますが、減免適用の実績を示しているものでございます。

特に、左側の半分ぐらいの黄色い棒グラフが描いてある部分が歳入への影響ということでございます。各年度の歳入実績を示しているわけでございますが、その上の点線で囲った部分が、減免制度を行うことによって収入が減少した分の試算ということになっておりまして、本日、御説明をしております審査請求料の減免に伴う減収額はこの青い部分になりますので、2021年度ベースでは35.6億円という形になっております。

申請件数も年を追うごとに伸びていっているという状況でございます。

続きまして、43ページに移っていただきたいと思っております。ここからは制度設計の対応の方向性（案）と書かせていただいております。

まず、43ページは、上限を定める件数の制限の対象となるカテゴリーの者をどのように定めるのかという部分でございます。

先ほど申しましたとおり、今般の措置につきましては、意欲ある中小企業・スタートアップ等によりますイノベーション創出等を阻害しないように最大限配慮した上で、このような対象者を設定することといたしてございまして、このような考え方の下に、軽減率2分の1となっております中小企業を件数制限の対象とする一方で、通常より高い軽減率3分の1あるいは4分の1が設定されている者は対象外といたします。また、企業とは性質が異なる大学・研究機関等も件数制限の対象外とするというのが、私どもが御提示させていただいている案でございます。

この下の表の中で、赤枠点線で囲んでいるカテゴリーの部分が、今回、件数制限を設けようとしている対象者でございまして、上の段の中小企業と一番下の段の所得税非課税者及び非課税中小企業を上限の設定対象とするという案をお示しさせていただいております。

続きまして、44ページになります。

こちらは、これらの者の皆様に対して設定する、年間の審査請求料の減免が受けられる上限の件数となります。この件数を超えた場合には、その超えた分については、満額の料金をお支払いいただくという制度を考えているものでございますが、この件数につきましては、最も資力等の制約が厳しいと考えられますスタートアップや小規模企業の皆様の審査請求料に係る支出額が平均的な大企業並みとなる件数を念頭に、1年度当たり180件とするという案をお示しさせていただきました。

先ほど度数の分布のところでも御説明いたしましたとおり、大企業による平均審査請求件数は毎年度約60件ということでございます。大企業の皆様は減免がないという前提でございまして、軽減率が3分の1となっているスタートアップ、小規模企業等にとっては、大企業の平均件数の3倍、すなわち180件分の審査請求料が、大企業が審査請求に投じる平均的な資金と同等と捉えられるということから、この件数を算出しているものでございます。

改正案の2つ目の米印の部分ですが、先ほど6月14日に公布したと申し上げましたが、本制度は公布後1年以内に施行することとされておりまして、現時点では令和6年度から導入することを想定しているものでございます。

2つ目の青丸のところでございますが、制度導入後もこの動向等を注視いたしまして、必要に応じて柔軟に見直しを検討していくというものでございます。

最後の青丸でございますが、先ほど審査請求料による減収額というところを御説明させていただきました。これに対して、今回の見直しによりまして、上限件数を超える審査請求については、審査請求料を満額納付いただくことになるため、ほかの条件が同じであれば、2021年度の審査請求料の減免実績に基づいて、特許庁で試算としては、特許特別会計への影響として、1年度当たり約6.3億円の手数料収入の増加が見込まれるという試算をしております。

こちらが審査請求料につきましの御説明でございます。

最後、46ページでございますが、こちらの説明も併せてさせていただきます。

委員の皆様には様々御確認いただき、御指摘も頂きました特許特別会計レポート、情報開示物でございます。こちらにつきましては、令和3年度決算及び令和5年度予算を反映したバージョンを、今年の2月に特許庁ホームページで公表をいたしましたところでございます。

こちらにつきましては、前回も、1年単位で決算・予算を反映し、公表していくという方針を御説明させていただいておりまして、先ほど見通しの部分を御説明した令和4年度

決算を反映したものを令和6年2月頃の公表ということで、令和6年の通常国会の冒頭に特別会計としての正式な財務諸表を御提出いたしますので、その直後、2月頃の公表に向けて作業予定でございまして、この秋の委員会でもまた御審議いただければと思っております。

私からの説明は以上です。

○小林委員長 ありがとうございます。

5. 自由討議（後半）

○小林委員長 それでは、中小減免制度を中心にして御説明いただきましたが、ここまでの内容について、自由討議に移りたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

土居委員、どうぞ。

○土居委員 御説明、どうもありがとうございます。

審査請求料の減免の上限設定ということについては、この小委員会でも何回か議論させていただいて、法改正を伴わないと、なかなか実現に至らないということであったところ、今回の通常国会で、知財一括法という形で法案が成立したことは大変喜ばしいことだと思います。特許法だけで改正してもいいのではないかと、法学で学位を取ったことのない人間が申ししておりましたが、国会審議はそう簡単ではないというお話も承りながら、こういう形で、ほかの法改正とパッケージで、しかも足下の時代の変化にきちんと合わせた形の一括法というパッケージの中に盛り込まれたことは大変よかったと思います。

それを踏まえて、先ほど事務局から案が示されたということで、私は、46ページの対応の方向性の案でよろしいと思っております。

1点だけ杞憂であってほしい懸念を申しますと、この減免制度は件数の上限が適用されるということで、同じ会社が多数の申請を出されているという現状を踏まえたものなのですが、上限設定がなされますと、それをかいくぐるような形の審査請求をなさることが起こり得る。つまり、別の会社を立ち上げて、そこに投資して、その会社から出願させるという形で、分散出願をするといったことが起こりますと、この上限が全く意味をなさなくなってしまうことも起こり得るという懸念を持っておりますので、そういうことが起こらないように、申請者について、事実上同一の者であるということであれば、その者は同一の申請者という形で把握できるような対応なり省令の文言をしっかりと規定していただき

たいと思います。無形資産は、税の世界でもいちごっこ的なところで、規制の目をかいくぐるということが昔からあるものですから、申請で、審査請求料は全く違う世界のものであるとはいえ、前もってしっかりと規制しておかないと、この上限設定が意味をなさなくなるということが起こり得ないとは限らないということですので、杞憂であってほしいわけですが、そのようにお願いしたいと思います。

以上です。

○小林委員長 ありがとうございます。せっかく規制しても、脱法行為的なことが起こる余地があるのではないかということで、そのところをどう回避していくかといいますか、防ぐかというところですが、よろしくをお願いします。

吉澤課長、どうぞ。

○吉澤総務課長 御指摘ありがとうございます。委員の御指摘を重く受け止めた上で、対処を検討してまいりたいと思います。

先ほど44ページのスライドの中で、2つ目の青丸のところでお示しさせていただきました、「制度導入後も審査請求動向等を継続的に注視するとともに、必要な場合は、対象者や上限件数を含め、制度を慎重かつ柔軟に見直しを検討。」と書かせていただいている中で、注意すべき点として、土居委員の今の御指摘のようなことも踏まえて考えたいと思います。

一方で、先ほど制度設計のところでも御説明をいたしましたとおり、政策的にも、意欲ある中小企業・スタートアップ等に影響を与えないという考え方の下に、件数制限の対象となる者とそうでない者を定めているという部分もございますので、そういう政策的な趣旨・意義も十分に勘案しながら、動向を注視してまいりたいと思います。

○小林委員長 土居委員の御懸念のようなことが起こらないように、政省令の中にそういったことを規定というのでしょうか、そういったことを回避することができるようなことを設けることは考えられるのでしょうか。それとも難しいのでしょうか。

○吉澤総務課長 本日の御意見を踏まえて、今後、政省令をどのような形でというのはもちろん考えてまいりたいと思いますが、カテゴリーごとに件数制限の対象にするかどうかということを決めることから、御指摘の部分はどのようになるのか、どのように分けられるのかなど、少し注意が必要だなと思います。減免申請の際には、どのカテゴリーに基づいて申請するというのが明確にして頂いた上で出てくる部分でもありまして、もちろん、そのカテゴリーに該当するかどうかというところはしっかりと判断するわけでございます

が、体系的なところの判断もある中で、制度上、どのように設計ができるかどうかというのは、検討要素として承りつつ現実的に何ができるか、実際の政省令策定までに考えてまわりたいと思います。

以上です。

○小林委員長 制度設計のところと、運用上、いろいろな問題が起こってくる可能性もありますので、留意していただきたいと思います。

ほかにいかがでしょうか。

秋山委員、どうぞ。

○秋山委員 御説明ありがとうございました。

事前レクのとくと今日お聞きして、事前レクのときは腹落ちしたのですが、キャップをはめる件数の算出の180件というものなのですが、今回キャップがはまるのが、2分の1軽減となっている中小企業と一番下のものなのですが、ここでスタートアップや小規模事業者の3分の1というのを持ってこられているということで、そこら辺、もうちょっと説明していただけますでしょうか。

○小林委員長 事務局、お願いいたします。

○吉澤総務課長 御指摘承ります。その上で、ここは、中小企業の実態は様々だということも前提としながらということですが、審査請求料をどれぐらい投じた場合に、平均的な大企業の皆様と同等ぐらいになるのかということを経算する場合の一つのモデルとして、最も資力が乏しいと考えられるスタートアップや小規模企業の皆様が、3分の1の軽減率の中でお支払いをされた額が平均的な大企業の審査請求料と同じぐらいになるという件数が180件になる。その前提でここに書かせていただいて、180という数字を出させていただいたものでございます。どのようなカテゴリーの方であっても、特に審査請求の負担力が平均的な大企業以上になっていくというところの線が180件だという考え方で設定させていただきました。

○小林委員長 よろしいでしょうか。

○秋山委員 はい。ありがとうございます。

○小林委員長 ほかにいかがでしょうか。

加藤オブザーバー、どうぞ。

○加藤オブザーバー 加藤です。

この手数料減免制度につきましては、中小企業などの特許出願に関する費用面のハード

ルを緩和することに大いに貢献しており、とても重要な制度だと存じます。この制度が適切に維持・運営されることが極めて重要ですので、44ページの内容を含めて、しっかり運用していただければと思います。

以上です。

○小林委員長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

山内委員、どうぞ。

○山内委員 私も、最初は180件でいいと思うのですね。今後、様子を見ながら、そのキャップの対象となっていないところをベースに倍数を考えてよいのかとか、キャップの対象となっている中小企業だったら2分の1で計算するべきだし、そもそも平均値を使っていいのかとか、中央値を使うべきではないかといったことも含めて、やりながらいろいろ調整していただければいいのではないかなと思います。

○小林委員長 ありがとうございます。

1年度当たり180件というものは、あくまでも、見込みといいますか、想定できるというところがございますので、これの設定と、実際上どうなってくるのかということもよく観察しながらということが重要になってくるかと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

ほかにいかがでしょうか。

いろいろ御意見を頂いたほうがよろしいかと思っておりますが、これについては大体合意といえますか、賛同が得られたということで、よかったというか、スタートラインに着いたというところですけども、ここから、土居委員からも御指摘があったとおり、制度設計と運用のところで、いろいろ観察も含めながら、動向を見ながらというところで、まず、制度設計をきちっとやっていただいて、運用のところで何に留意しなければいけないのかということも見ていただければと思います。この政策目的は非常に重要ですから、それを実現するために、これがどういう効果を持つのかということを見ていかなければいけないということだと思っております。

いろいろ御意見を頂きまして、ありがとうございます。

最後に、本日の議論をまとめますと、最初、為替の動向等、いろいろな状況等もにらみながら、現行の状況についても御説明いただきました。

また、シミュレーションについても、いろいろな要因を含めていかなければいけないと

いった御意見も頂いたところでございます。

産業界の動向等も見ながら、御意見を頂きながら、今回、事務局のほうで丁寧にヒアリングをしていただきましたので、そういったことも含めながら、この財政点検小委員会を行って行って、投資もできる、確実に剰余金を確保できるようにしていきたいと考えております。

また、スタートアップやイノベーションの創出といった政策的なところでは、知財は非常に重要でございますから、特許庁の審査と登録件数等といった状況も注視しながら見ていきたいと考えております。

最後に御説明いただきましたレポートにつきましても、説明責任の観点から、情報もいろいろ充実させていかなければいけないと考えておりますので、どうぞ今後とも、そういった点についても御意見を頂ければと考えております。

本日、減免制度の見直しにつきましては、基本的に了承いただきまして、減免制度の公平性の観点から、また、中小企業によるイノベーション、あるいはスタートアップのイノベーション等も創出するといった観点から、知財一括法で、やっとスタートラインに着いたということでございますので、これからも注視をしていていただきたいと思っております。

本日、予定されております議事は以上でございます。

最後に、事務局から何かありますでしょうか。

○吉澤総務課長 本日、大変活発な御審議を頂きまして、本当にありがとうございました。

本日の議事録は、前回同様、御確認をお願いしてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

また、次回、第7回小委員会は秋を予定しておりますが、近づいてまいりましたら、日程調整をさせていただければと思っております。

本日は、ありがとうございました。

○小林委員長 以上をもちまして、産業構造審議会知的財産分科会第6回財政点検小委員会を閉会いたします。

本日は、長時間の御審議ありがとうございました。

6. 閉 会